

産業廃棄物適正処理基金条例

平成十八年三月二十八日

条例第二号

産業廃棄物適正処理基金条例をここに公布する。

産業廃棄物適正処理基金条例

(設置)

第一条 産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に必要な財源を確保するため、産業廃棄物適正処理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、愛知県産業廃棄物税条例（平成十七年愛知県条例第七号）の規定により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。